

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 数 量	税 額
	千本	千円
紙 巻 た ば こ	3,200,512	24,394,304
パ イ プ た ば こ	113	863
葉 巻 た ば こ	106,511	811,825
刻 み た ば こ	-	-
加 熱 式 た ば こ	225,206	1,716,520
か み 用 の 製 造 た ば こ	-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	1	8
計	3,532,343	26,923,520
手 持 品 課 税 額		113
合 計 税 額		26,923,633
控 除 税 額		245,873
差 引 税 額		26,677,759
加 算 税	過 少 申 告	X
	無 申 告	X
	重	X
課 税 人 員		人 36
還 付 金 額		千円 -
納 期 限 延 長 税 額		-

調査期間等： 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 製造場数

区 分	場 数	
製 造 場	場 -	
	製造たばこ製造場	-
	原料事務所	-
	そ の 他	5
法 定 製 造 場	24	
合 計	29	

調査時点： 令和5年3月31日

10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
移出数量	6,347,092 <small>kL</small>	<small>千円</small>
エタノール相当数量	114,828	
欠減控除数量	84,136	
場内消費数量	104	
用途外使用等数量	-	
課税標準	6,148,233	330,774,945
控除税額		42,390
差引計		330,732,552
加算税	過少申告	-
	無申告	62
	重	-
合計		330,732,613
課税人員		60 <small>人</small>
還付金額		<small>千円</small>
納期限延長税額		45,765,992

調査期間等： 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数	
製 造 場	製 油 所	9
	天 然 揮 発 油 製 造 場	-
	廃 油 再 生 工 場	4
	そ の 他	47
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	26
	そ の 他	7
未 納 税 蔵 置 場	23	
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場	25	
免 税 揮 発 油 場	航 空 用	16
	ゴ ム 用	11
	塗 料 用	10
	印 刷 用 イ ン キ 用	-
	接 着 剤 用	2
	洗 浄 用 又 は 離 型 用	11
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場	251	
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗	-	
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所	31	
合 計	473	

調査時点：令和5年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 数 量 <small>kL</small>	エタノール 相当数量 <small>kL</small>	欠減控除 数 量 <small>kL</small>	場内消費 数 量 <small>kL</small>	用途外使用 等 数 量 <small>kL</small>	課税標準		控除税額 <small>千円</small>	差 引 計 <small>千円</small>
						数 量 <small>kL</small>	税 額 <small>千円</small>		
平 成 30 年 度	7,088,194	113,584	94,157	119	-	6,880,571	370,174,739	19,777	370,154,958
令 和 元 年 度	6,746,534	133,036	89,282	110	-	6,524,325	351,008,707	34,522	350,974,182
令 和 2 年 度	6,004,116	129,916	79,302	108	-	5,795,008	311,771,409	17,171	311,754,235
令 和 3 年 度	6,587,755	137,791	87,075	111	-	6,363,001	342,329,438	17,965	342,311,470
令 和 4 年 度	6,347,092	114,828	84,136	104	-	6,148,233	330,774,945	42,390	330,732,552

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		kL 836	千円 11,040
うち軽減税率	沖縄路線航空機に減 係る軽	-	-
	特定離島路線航空機に減 係る軽	-	-
控 除 税 額			97
うち軽減税率	沖縄路線航空機に減 係る軽		-
	特定離島路線航空機に減 係る軽		-
差 引 計			10,938
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		439
	重		-
合 計			11,377
課 税 人 員			人 108
還 付 金 額			千円 -

調査期間等：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
特 例 承 認 に 係 る も の	場 31	
そ の 他	定期運送事業者に 係るもの	6
	そ の 他 の も の	148
合 計	185	

調査時点：令和5年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
平成30年度	319	5,751
令和元年度	437	7,863
令和2年度	526	9,460
令和3年度	859	9,391
令和4年度	836	11,040

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
移 出	重 量	t 30,499	千円 533,671
控 除	税 額		4,098
差 引	計		529,477
加 算	過 少 申 告		-
	税 無 申 告		21
	重		-
合 計		30,499	529,498
課 税	人 員		人 2,040
還 付	金 額		千円 -
納 期 限 延 長	税 額		-

調査期間等： 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数	
営 業 用	スタ ン ド 136	
自 家 用	スタ ン ド 19	
着 脱 式 容 器 充 て ん	場 30	
そ の 他	18	
合 計	203	
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点： 令和5年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
平 成 30 年 度	47,245	826,794
令 和 元 年 度	43,602	763,027
令 和 2 年 度	31,647	553,958
令 和 3 年 度	29,980	524,704
令 和 4 年 度	30,499	533,671

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油	12,389 kL	34,689 千円
石 油 製 品	-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素	-	-
石 炭	-	-
計		34,689
控 除 税 額		-
差 引 計		34,689
加 算 税	過 少 申 告	-
	無 申 告	-
	重	-
合 計		34,689
課 税 人 員		2 人
還 付 金 額		2,355,107 千円
納 期 限 延 長 税 額		-

調査期間等： 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の申告又は処理による課税
事績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	-	-	-
そ の 他 の 納 税 地	1	-	-
未 納 税 蔵 置 場	3	-	1
自 家 用 採 取 場 所	-	-	-
合 計	4	-	1

調査時点： 令和5年3月31日

14 印紙税

(1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第9条関係)		千円 28	人 8
印紙税納付計器の使用によるもの(第10条関係)		693,785	540
書 式 表 示 (第11条関係)		1,938,209	6,603
預金通帳の一定時納付によるもの(第12条関係)		669,894	12
計		3,301,916	7,163
充 当 税 額		1,686	/
差 引 計		3,300,230	/
加 算 税	過 少 申 告	-	/
	無 申 告	82	/
	重	-	/
過 怠 税		42,348	件 1,132
還 付 金 額		47,420	/
印紙税納付計器	設 置 者 数		人 355
	設 置 台 数		台 460

調査期間等：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙を貼付して納税することになっているが、株券のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙貼付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするのを書式表示といい、②税印の押なつを受けることを税印押なつという。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				合 計	納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印 紙 税 納 付 器 の 使 用 によるもの	書 式 表 示	預 金 通 帳 の 一 定 時 納 付 によるもの		
平 成 30 年 度	千円 5	千円 728,364	千円 1,867,579	千円 1,260,594	千円 3,856,541	人 7,576
令 和 元 年 度	44	672,701	1,741,236	1,245,674	3,659,655	7,539
令 和 2 年 度	21	613,117	1,670,796	1,101,969	3,385,903	7,320
令 和 3 年 度	9	660,747	1,586,904	1,072,083	3,319,743	7,302
令 和 4 年 度	28	693,785	1,938,209	669,894	3,301,916	7,163

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

16 国際観光旅客税

(1) 課税状況

区 分	人 員	税 額
	千人	千円
平成30年度	X	X
令和元年度	X	X
令和2年度	X	X
令和3年度	X	X
令和4年度	X	X
加算税	不納付	X
	重	-
合 計		X
還付金額		X

調査期間等： 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの納付実績及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

(2) 特別徴収義務者数

区 分	件 数
特別徴収義務者	1

調査時点： 令和5年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。